

安全保障理事会

配布：一般

2018年4月10日

原文：英語

ロシア連邦：決議案

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2319 (2016)、2314 (2016)、2253 (2015)、2235 (2015)、2209 (2015)、2178 (2014)、2118 (2013)、1989 (2011)、1540 (2004) および 1267 (1999) を想起し、

化学兵器の使用は、国際法の重大な違反を構成することを再確認し、そして化学兵器の何らかの使用に責任を有する、個人、団体、集団または政府は、責任を問われなければならないことをくり返し表明し、

シリア・アラブ共和国や他の場所における、化学兵器および兵器としての有毒化学物質の何らかの使用を最も強い文言で非難し、そして文民が、シリア・アラブ共和国および周辺において化学兵器や兵器としての有毒化学物質により殺されそして傷つけられ続けていることに深刻な懸念を表明し、

化学兵器が、シリアおよび周辺で、非国家主体により使われてきていることまたいわゆるイスラム国 (ISIL またはダーシュとしても知られている)、アル・ヌスラ戦線およびその他の非国家主体が、使用したかまたは化学兵器を開発し、取得し、製造し、所有し、輸送し、移転しまたは使用する明白な意図を示してきたことに更なる憂慮を表明し、

どの当事者も、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、保持しまたは移転すべきではないことを再確認し、

シリアにおける化学兵器使用の追加の申し立てが、化学兵器禁止条約機関 (OPCW) の事実調査ミ

ッション (FFM) により調査されていることに留意し、そして調査の必要な質を確保することを可能にしない、遠隔モードで調査してはならない FFM の義務を強調し、

何らかの調査の部分として、あらゆる可能なきっかけと例外なしの筋書きを考慮すること、物的証拠を保存するための証拠保全を尊重すること並びに適切な場合には、治安条件が許す時は何時でも、標本の収集と分析を含む、時宜を得た現地視察を実施することの重要性を強調し、

FFM は、化学兵器の使用に対する責任を帰することについての結論に到達する権限を与えられていないことを想起し、

非国家主体による化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保持、移転または使用の事例、並びに着手された何らかのその後の刑事またはその他の法的手続に関する情報を含む、化学兵器に関して実施された国内調査に関連する情報を、国内法に従ってまた適切な場合に、共有することを締約国に奨励した、2017年10月13日付けの OPCW の執行理事会の決定 EC-86/Dec.9 を更に想起し、

シリア・アラブ共和国政府と OPCW との間の協力を歓迎し、

信頼に足る、検証されたそして裏付けられた証拠に基づく、シリア・アラブ共和国または他の場所において兵器としての化学物質の使用における関与に安全保障理事会による特定を導く可能性のある合理的な疑いを超えた事実を特定できる本当に公平で、独立した、専門家気質のそして信頼に足る調査メカニズムを有する必要性を認識し、

化学兵器の使用についての刑事責任の免除と闘うために設立された非公式なパートナーシップが、関連する国際的な審査や調査のメカニズムを再びくり返すかまたは損なう可能性があることに懸念を表明し、

1. シリア・アラブ共和国または他の場所における兵器としての何らかの有毒化学物質のあらゆる使用について最も強い文言での安保理の非難をくり返し表明する。

2. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、その他の方法で取得し、貯蔵

しままたは維持し若しくはその他の国家または非政府主体に、化学兵器を、直接若しくは間接に譲渡してはならないものとするという安保理の決定を想起する。

3. シリア・アラブ共和国におけるいかなる当事者も、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、維持しままたは譲渡すべきではないことをくり返し表明する。

4. これらの行為について責任を有するあらゆる者を特定する安保理の決意を表明しそして塩素またはその他の有毒化学物質を含む、兵器としての化学物質の何らかの使用に責任を有する個人、団体、集団または政府は、責任を問われなければならないことをくり返し表明し、またシリア・アラブ共和国またはその他の場所における全ての当事者に対し、これに関連して、自らの十分な協力を拡大することを求める。

5. 安保理が必要と看做すならば、安全保障理事会による更なる延長と更新の可能性と共に、安全保障理事会がその職務内容を承認する日から一年間の間、国際連合独立調査メカニズム (UNIMI) を設立することを決定し、UNIMI に対し、現地視察の過程で収集した、信頼に足る、検証されたそして裏付けられた証拠に基づくその調査を実施する、本当に公平で、独立した、専門家気質のそして信頼に足る方法を十分に確保することを促し、そして安全保障理事会は、UNIMI の結論を徹底的に評価することを強調する。

6. 国際連合事務総長に対し、OPCW 事務局長と調整して、この決議の採択から 30 日以内に、安保理の承認のために、シリア・アラブ共和国において、塩素またはその他の何らかの有毒化学物質を含む、兵器としての化学物質の使用の関与の安全保障理事会による特定を導く可能性のある合理的な疑いを越えた事実を特定するため、UNIMI の設立と業務に関する、職務内容の要素を含む、勧告を安全保障理事会に提出することを要請し、そして受領から 15 日以内に、職務内容を含む、勧告に対して対応する安保理の意図を表明する。

7. 安全保障理事会が UNIMI を承認した後で、国際連合事務総長が、OPCW 事務局長と調整して、安全保障理事会により是認されることになる、UNIMI の迅速な設立と十分に機能することのために必要な、関連する国家と調整して職務内容に従って関連する技能と専門知識を持った公平で経験豊かな職員を採用することを含む、措置、手段および準備に遅滞なく着手することを更に要請し、そして職員を

なるべく広い地理的基礎に基づいて採用することの重要性については、妥当な考慮を払わなければならない。

8. その調査を実施することにおいて UNIMI は、CWC により確立された高い基準に従わなければならない。また従って、上記条約そしてとりわけ調査、標本抽出、証人の事情聴取、および証拠の収集並びに事件の場所に関する情報を含む、実施と検証に関するその添付文書の第XI部に目論まれた関連する方法の全体的な範囲を使うことを決定する。

9. シリア・アラブ共和国およびシリアにおける全ての当事者は、OPCW と国際連合に十分に協力するものとするという安保理の決定を想起し、そしてこのことは、OPCW 事務局長とその FFM 並びに国際連合事務総長と UNIMI と協力する義務を含むことを、そしてそのような協力は、国際法の規範に従って、UNIMI の調査に関連するまたアクセスが、シリア領域内だが一時的にシリア政府の支配の外の地区を含む、当時知られていた事実と状況の評価に基づいて正当化された、シリア・アラブ共和国におけるあらゆる場所、個人および資料に対する十分なアクセスを含むことを強調する。

10. UNIMI および FFM に対し、あらゆる関連する手続と方法に妥当な考慮を払って、可能な限り完全かつ包括的になる調査のために、シリア・アラブ共和国における化学兵器使用の全ての特定された事例について最も緊密な協力で従事することを求め、そして FFM に対し、FFM により得られたかまたは準備された信頼に足る、検証されたそして裏付けられた証拠の全てに対し十分なアクセスを UNIMI に提供することを要請する。

11. その調査の過程における UNIMI に対し、CWC の高い基準に従って FFM により収集された信頼に足る、検証されたそして裏付けられた証拠を十分に活用することを指示する。

12. UNIMI に対し、シリア・アラブ共和国により提供されたあらゆる情報並びに化学兵器の使用、開発、製造、取得、貯蔵、維持または移転に関する非国家主体の活動に関連するその他を含む、FFM により得られたかまたは準備されていないが第6項に定められた UNIMI の職務権限に関連した追加の信頼に足る、検証されたそして裏付けられた情報と証拠を集めそして検討することをまた指示する。

13. 法廷、テロ対策および軍事分析の分野におけるものを含む、代わりとなる情報収集努力と調査

技能が、総力を挙げた、専門家気質のそして質の高い調査を確実にするため要求されることに留意する。

14. 全ての国家に対し、UNIMI と十分に協力することそしてとりわけシリア・アラブ共和国およびその他の場所で化学兵器の使用に実行者、世話人、支援者またはその他で関与した個人、団体、集団または政府に関連して全ての国家が所有する可能性のある何らかの関連情報を UNIMI および OPCW FFM に提供することを求める。

15. UNIMI に対し、シリア・アラブ共和国における具体的事件が、塩素またはその他の有毒化学物質を含む、兵器としての化学物質の使用に関与したかまたはおそらく関与したと FFM が、決定した事例以外のシリア・アラブ共和国における化学兵器の使用の可能性に関連する何らかの証拠を保持することをまた OPCW の事務局長を通して FFM へまた可及的速やかに事務総長に対して、当該証拠を伝えることを要請する。

16. UNIMI は、適切と看做した場合、OPCW が化学兵器の使用が明らかになったと主張されている場所へ時宜を得た現地視察を行うため UNIMI に対し技術支援を提供することを要請できることを確認し、そして OPCW 事務局長に対し、そのような訪問を可能にするため、適切な場合 UNIMI に対して資源を利用可能にすることを招請する。

17. シリアにおける全ての当事者および関連する能力を持つ加盟国に対し、FFM と UNIMI の職務権限に関連した場所への UNIMI のために自由で安全なアクセスを更なる遅れなしに促進することを促す。

18. OPCW の事務局長に対し、国際連合事務総長を通して、国際連合安全保障理事会に問題を意識させるため、調査の過程の範囲内での化学物質の事件の現地視察を準備することにおける何らかの困難について、国際連合安全保障理事会に時宜を得て通知することを求める。

19. UNIMI に対し、事件の場所に関する総力を挙げたそして質の高い調査が可能になった場合、現地視察の結果に基づかないがその所見および FFM の所見、並びにその時までには遠く離れて収集した証拠および情報を、保持することを要請する。

20. 「シリアにおける化学兵器使用の申し立てに関するあらゆる利用可能な情報を調査する」任務を OPCW FFM に任せるという 2015 年 2 月 4 日の OPCW 執行理事会決定に対して決議 2209 の第 5 項において表明された安保理の支持をくり返し表明し、そして OPCW の事務局長に対して、OPCW FFM の構成を考えているシリアにおける OPCW FFM の職務内容の第 8 項を十分に考慮することを奨励する。

21. UNIMI に対し、シリア・アラブ共和国または他の場所における兵器としての化学物質の使用における非国家主体の犯行、準備、資金提供またはその他の関与に関する情報を交換するため、適切な国際連合テロ対策および非拡散機関、とりわけ決議 1540 に従って設立された委員会と 1267/1989/2253 ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁委員会、と協議しそして協力することを奨励する。

22. UNIMI に対し、シリア・アラブ共和国における兵器としての化学物質の使用において ISIL (ダーシュ) または ANF と関連のある何らかの個人、団体または集団の関与に安全保障理事会による特定を導く可能性のある合理的な疑いを越えた事実を特定するためを含む、その職務権限を追求して関連する地域国家と関与することを招請し、関連する地域国家に対し、国内の調査からの関連する情報を含む、自国の管轄権の下で生じた、化学兵器およびその構成物への非国家主体のアクセスまたは化学兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所有、輸送、移転または使用するための非国家主体による努力に関する情報を、UNIMI および OPCW FFM に対し、適切な場合には提供することを奨励し、そして化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (CWC) の第 VII 条のもとの締約国の義務の重要性を強調する。

23. 化学兵器が自国に対して使用されたと考える場合、化学兵器の使用または使用の脅威に対する援助と防護を要請することと受けることをあらゆる締約国に認めている CWC の第 X 条 8 と X 条 9 を想起し、関連する情報により実証されたそのような要請は、OPCW の事務局長により執行理事会と CWC の全ての締約国に対し伝達されることを更に想起し、そして UNIMI に対し、UNIMI の職務権限の効果的な遂行に関連するならば、そのような状況において OPCW に対しそのサービスを申し出ることを招請する。

24. UNIMI に対し、国際連合事務総長により通報されたように、UNIMI がその完全な活動を始めた日から 90 日以内にその最初の報告書を、並びにその後は適切な場合にその調査に関する追加報告書

を安全保障理事会と OPCW 執行理事会に提出することを要請する。

25. UNIMI に対し、化学兵器の使用のための準備や実際の使用に関与している非国家主体の活動における傾向に関する情報を収集しそして分析しまたその報告書にこの情報を含めることを要請する。

26. この問題に引き続き取り組むことを決定する。